

公 告 第 7 4 4 号

組合規約の一部変更について

令和4年4月1日をもって、下記のとおり日本触媒健康保険組合の規約の一部
を変更するので、健康保険法施行令第3条の2の規定によりこれを公告する。

記

「日本触媒健康保険組合規約」第4条、第10条の一部を次のとおり変更する。

第4条（組合員の範囲）

設立事業所の名称を訂正する。

株式会社日本触媒 本社 → 株式会社日本触媒 大阪本社

第10条（互選議員の選挙区及び議員数）

第1区の選挙区の範囲の事業所名称を訂正する。

株式会社日本触媒 本社 → 株式会社日本触媒 大阪本社

令和4年4月1日

日本触媒健康保険組合
理事長 高 木 邦 明

